

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十七号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項に次の一号を加える。

四 感染症対策に要する経費（知事が別に定めるものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県財務規則の規定は、令和三年七月十二日から適用する。